

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年3月23日)

(薬食審査発第0323003号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(19薬)第197号	SB—497115—GR	慢性型特発性血小板減少性紫斑病における血小板減少の改善	グラクソ・スミス クライン株式会社

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年3月23日)

(薬食審査発第0323004号)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(19薬)第197号	SB—497115—GR	慢性型特発性血小板減少性紫斑病における血小板減少の改善	グラクソ・スミス クライン株式会社

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年3月23日)

(薬食審査発第0323005号)

(独立行政法人医薬基盤研究所理事長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(19薬)第197号	SB—497115—GR	慢性型特発性血小板減少性紫斑病における血小板減少の改善	グラクソ・スミス クライン株式会社

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年3月23日)

(薬食審査発第0323006号)

((別記)あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

今般、別添写しの通り各都道府県衛生主管部(局)長あてに通知したので、御了知願いたい。

(別記)

日本製薬団体連合会会長  
各地方厚生局長